

よくある質問と回答

R7.10.30時点

No.	項目	質問	回答
1	流域治水	流域治水とは何か？	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
2	流域治水	流域治水プロジェクトとは何か？	近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた取組。
3	流域治水	河川改修事業については、河川整備計画に基づき実施されているが、流域治水プロジェクトのとの関連性はどうか？	河川改修事業については、河川整備計画に位置付けている事業を流域治水プロジェクトにも反映しています。河川改修を実施する上では従来どおり河川整備計画に基づき実施していきます。
4	流域治水	民間企業や住民等の参画はないのか？	流域治水はあらゆる関係者が協働してハード、ソフトの治水対策に取り組むものであり、住民の皆様にも雨水の貯留や避難対策などに主体的に取り組んでいただくことが重要であると考えています。 全国的には、国、都道府県、市町村等に加えて地域の防災活動を主導されているような方に協議会に参画いただいている事例や、避難の実効性を高める取組に関する地区毎のワークショップに講師として参画いただいている事例、田んぼダムや山地の保全について関係住民と意見交換を実施している事例など、地域の実情に応じて様々な取組がなされているものと承知しています。 引き続き、様々な方法で流域の企業や住民の声を聞きながら、対策の充実・強化を図っていきます。
5	流域治水	流域治水プロジェクトに位置けられた地方自治体主体の事業は、国の支援はあるのか？	河川事業では、特に防災・安全交付金において重点配分を行うにあたって、流域治水プロジェクトが策定・公表された水系で実施される事業であることを要件としています。また、流域治水関連の新たな予算制度の拡充等を行っており、引き続き、流域治水を推進する方策を充実するよう努めていきます。 （参考）支援制度[国土交通省HP][外部サイト]
6	流域治水	流域治水プロジェクトが策定された2級水系（1級水系指定区間含む）では、補助金や交付金の重点配分がなされるのか。	R3年度防災・安全交付金の配分の考え方においては、流域治水プロジェクトに取り組んでいる水系で、かつ重点配分事業に該当するものに対して重点的に配分することとしている。
7	下水道	下水道による浸水対策に関する事業制度を教えてください。	社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」や、個別補助制度の「大規模雨水処理施設整備事業」などにより、地方公共団体等の浸水対策を支援しています。 制度の詳細については概要資料をご覧ください。こちらでは浸水対策だけでなく、下水道事業に関する事業制度について幅広く説明しております。 概要資料[PDF：3552KB]
8	下水道	雨水貯留浸透施設とは何ですか。	雨水貯留浸透施設とは、雨水を一時的に貯めたり地中に浸透させたりすることで、下水道や河川に流出する雨水を抑制する施設であり、都市浸水対策として効果を発揮します。
9	下水道	下水道の浸水対策には多くの時間と費用を要するため、すぐに効果を発現できません。どうすればよいですか。	「雨水管理総合計画」により、浸水対策を実施すべき区域や目標整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針を定め、段階的な対策を行うことが考えられます。 既存ストックを最大限活用するとともに、ハード対策のみならずソフト対策（樋門の操作規則の策定、内水ハザードマップの作成・公表、自助対策の支援等）を組み合わせることで効果的かつ効率的に浸水被害の軽減を図る必要があります。
10	下水道	内水浸水と洪水浸水の違いは何ですか。洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）は既ありますが、内水浸水想定区域図（内水ハザードマップ）も作成しなければいけませんか。	内水浸水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことにより生じる浸水を指します。 洪水浸水とは、河川の堤防の決壊や河川からの溢水による浸水を指します。 内水浸水は、洪水浸水と比較して「浸水被害の発生頻度が高い」「浸水被害の発生までのリードタイムが短い」という特徴があります。 また、河川から離れた地区においても浸水被害が発生する等、洪水と内水では浸水区域が大きく異なることがあり、浸水発生する際の気象条件、降雨開始からまで浸水発生までの時間、浸水の頻度等が異なることなどから、洪水浸水想定区域図のみでは水災害リスク情報として十分とは言えません。浸水被害の最小化に向けて、内水浸水想定区域図の作成・公表により、内水浸水のリスクを十分に周知する必要があります。 令和7年度末までに、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成いただくようお願いします。
11	下水道	流域治水関連法（R3.5）による下水道関連の改正内容は何ですか。	下水道関連としては、計画降雨の事業計画への位置付け（下水道法第5条等）、樋門等の操作規則の策定義務化（下水道法第7条の2等）、民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設（下水道法第25条の10～21）、雨水出汚水水浸水処想理定施区域設のの指定整対備象の拡大（水防法第14条の2）です。 詳しくは国土交通省HPをご確認ください。 国土交通省HP